

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会」の審査概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課契約管理係
電話 072-641-9824

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約監視委員会の書類審査の結果についてお知らせ致します。

【経緯】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び当研究所監事で構成する「契約監視委員会」（平成22年1月8日設置）において、閣議決定に明記されている契約について、点検、見直しの審議が行われることとなりました。

審査概要

平成29年度末までに契約締結を予定しているもの（1件該当）

審査結果（29-17 「健康食品」の安全性・有効性情報データベースのクラウド環境の構築・導入・移行並びに移行稼働後の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務）【政府調達】

・「13、受託者の条件」のところ、（2）「プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許可」、（4）「経済産業省の情報処理技術者試験のテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の資格もしくは、情報セキュリティスペシャリスト試験の資格」とありますが、国際資格あるいは規格で同等なものは、ございますでしょうか？

質問の主旨は、（2）（4）の要件が、実質的に国内企業のみを受託者を制限することになってしまっていないかということで、この条件で、国際的な批判を受けないか、ということをご心配しています。

→上記審査結果を勘案し、仕様書「受託者の条件」を以下の通り修正いたします。

（2）「プライバシーマーク使用許可もしくはISO/IEC27001の認証もしくはJIS Q 27001（日本工業標準規格）の認証を受けていること」に修正。

（3）競争性の確保の観点から、「プロジェクトの責任者は～（中略）～ITシステムの設計・開発・運用の経験を10年以上有し、～（以下略）」を「5年以上」に修正。

（4）「経済産業省の情報処理技術者試験のテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の資格もしくは、情報セキュリティスペシャリスト試験の資格または当該資格者と同等の能力を有することとし、資格の写しまたは同等の能力を有することを証明出来る書類を提出すること。」に修正。競争性の確保の観点から、「作業に従事する者のうち少なくとも1名以上の者は」という条件に修正。